# 「教育のためのグローバル・パートナーシップ」の 被支援国内での現状と今後への示唆 ーザンビア・マラウイの事例から一

 遊
 谷
 和
 朗

 (広島大学大学院国際協力研究科)
 夏
 枝

 (国際協力機構)
 古
 川
 範
 英

 (国際協力機構)

#### 1. はじめに

「教育のためのグローバル・パートナー シップ (Global Partnership for Education: GPE)」は、「万人のための教育 (Education for All :EFA) /ファスト・トラック・ イニシアチブ (Fast Track Initiative: FTI)」から2011年に名称変更して継続し ている、教育セクター唯一のマルチドナー 信託基金である。近年、初等教育に加えて 中等教育へと支援対象を拡大しつつ、増資 会合などのグローバルな舞台でのロビーイ ングを通じた資金動員、理事会・事務局の ガバナンス改革を通じた組織改善へ積極的 に取り組むなど、途上国の教育開発におい て大きな影響力を有している。こうしたグ ローバルな基金に拠出された資金は、各開 発途上国の教育セクター計画の策定と実施 のために執行されるが、山田 (2008) が EFA/FTI に関して指摘するように、こうし た取り組みの実際について、とりわけ被支 援国内での教育政策の策定、実施の過程を 分析した事例はほとんどない。本稿は GPE の掲げる「オーナーシップ」と「パートナー シップ」という二つの基本理念がどのよう な形で被支援国内の文脈において実行され、 どのような課題を抱えているのかを、特に 政策目標の達成を左右する「キャパシティ」 の役割に焦点を当て、ザンビアとマラウイ の事例を分析する。

本稿で議論を展開するうえで、重要なキー ワードとなる「オーナーシップ」、「パート ナーシップ」、「キャパシティ」に関して、 筆者の問題意識をここで整理しておきた い。2005年の「援助有効性の向上のための パリ宣言」によれば、「オーナーシップ」は 途上国政府が主体的に政策策定・実施に関 与することと定義されている。EFA/FTIと GPE は途上国政府のオーナーシップを尊重 し、援助機関がそれを協調(パートナーシッ プ) して支援することを基本理念としてい る。ただし、「パートナーシップ」の定義は、 非常に多義的である。EFA/FTI の設立に主 導的な役割を果たした世界銀行(2002)は、 「パートナーシップ」は市民社会や民間企業 など幅広い関係者の参画を得ること、援助 機関が共通の教育セクター計画を支援し、 資金協力のやり方や実施手続きを共通化す る援助協調により援助コストを削減するこ とと捉えている。一方で EFA/FTI 中間評価 報告書(2010)では、「パートナーシップ」 には被支援国政府も含まれ、教育セクター 計画という共通目標の実現に向けて、被支 援国政府も援助機関も資金動員や能力向上 への支援を加速すること、資金動員のため の触媒として EFA/FTI が資金提供を行うと

されている。「パートナーシップ」は主体や対象の点でこのように多義的であることが分かる。

そこでまず懸念されるのは被支援国内で の関係者間の「パートナーシップ」と被支 援国政府の「オーナーシップ」がどのよう なバランスのもと実現されているかという 点である。EFA/FTI 中間評価報告書 (2010) では、EFA/FTI は実施段階でドナー主導と なる傾向があり、制度設計における被支援 国政府の関与が乏しく、ドナー間の協働 にとどまったと指摘している。また、「政 策」の策定に関して、被支援国内の関係者 の参加には大きな差があったこと、特に被 支援国政府と援助機関で構成される現地教 育グループによる関与のほとんどは教育セ クター計画準備のプロセスのみで、一旦計 画が承認され、資金が供与された後の政策 実施段階になると参画が弱くなっていく傾 向にあることを指摘している。EFA/FTIの 後を引き継いだ GPE でも、被支援国政府や GPE 事務局との対話の窓口となり、現地教 育グループの中でのとりまとめを担う調整 機関 (Coordinating Agency) と GPE 資金の 管理・執行を担う資金管理組織(Supervising Agency。現在はGrant Agent と呼称。) を援 助機関が担うことが通例となっている。以 上を踏まえると、調整機関や資金管理機関 以外の関係者の参画を得た「パートナーシッ プ」や、被支援国政府の「オーナーシップ」 はどの程度実現できているのかという問題 意識が生まれる。

次に、多義的な「パートナーシップ」の中で、最も取り組みが弱くなりがちな被支援国関係者の「キャパシティ」への対応が懸念される。EFA/FTI 及び GPE では「政策」(ロ)、「資金」(2)、「データ」(3)、に加えて、政策目標の策定、その質および達成を左右するという重要性から被支援国政府の「キャパシティ」(4) に関するギャップの解消を目指してきた。しかし、このような広いア

ジェンダ設定にも関わらず、資金源として の側面ばかりが強調され、それ以外の要支 援分野への配慮が弱かったこと、「キャパ シティ」について、依然として上流の計画 策定における能力向上が主眼であって、実 施段階での関係者のキャパシティ強化への 注意は十分には払われてこなかったことが 指摘されている (Cambridge Education et al. 2010)。さらに 2015年の評価では、教 育セクター計画、GPE 資金によって実施さ れる案件と各国教育省の実施能力との間に 様々な不整合があることも指摘されている。 被支援国政府の「オーナーシップ」重視の 考えでは、被支援国が政策形成から実施ま でを担うのが理想とされる一方で、被支援 国の行政能力の低さが指摘されている(山 田、2008)。教育セクター計画が策定され、 GPE 資金が承認された場合には、「政策」、「資 金」、「データ(評価指標)」についてはある 程度対応が取られていると考えられるもの の、被支援国関係者の「キャパシティ」向 上に関する取り組みについては不明な点が 多い。このことから、被支援国関係者の「キャ パシティ」への対応が政策目標の策定及び 達成を左右するのではないかという問題意 識が設定できる。上記の問題意識のもと、 日本が教育セクターでの支援を積極的に展 開しているマラウイとザンビアの事例を分 析することとする。

# 2. GPE 被支援国における「オーナー シップ」と「パートナーシップ」 の現状

#### (マラウイ)

マラウイには各国大使館(ノルウェー、ドイツ、EU)、国連等の国際機関(UNICEF、WFP、世界銀行、アフリカ開発銀行)、JICA、USAID、DFID、GIZなどの二国間援助機関が参加する教育開発パートナーグループ(Education Development Partners Group、

以下 EDPG) があり、月例会合を開催してそ れぞれが実施中あるいは今後形成を予定し ている案件情報の共有を行うとともに、教 育省との連携体制の構築と改善を図ってい る。主な業務は、四半期毎に開催される初 等、中等教育等のサブセクター別会議や 政府、市民社会組織との合同セクターレ ビュー会議への出席に加えて、教育セク ター計画など主要な政策文書の作成に係る 専門的なフィードバックの提供等を含む。 マラウイでは EDPG の議長が GPE 案件形成 および実施中に全体の調整業務を担い、GPE 本部との連絡の際の窓口となる調整機関 (Coordinating Agency)を務めることになっ ている。JICA は 2014 年末から約1年間の 任期で議長職を務めた (5) ため、自動的に調 整機関としてマラウイの GPE 申請の調整役 を担うことになった。

GPE 案件形成や実施に係る国レベルの意 思決定機関である現地教育グループには、 EDPG 参加ドナーに加えて市民社会組織、教 員組合、大学が含まれ、マラウイではさら に職業訓練教育を担う労働省など、教育省 以外の関連省庁も参加している。マラウイ の現地教育グループは非常に多様なメン バーで構成される大規模な組織であり、そ の多様性がもたらすメリットは認識されて いるものの、同時に意思決定過程の遅延な どがしばしば問題として議論されている。 また現地教育グループのメンバー機関の中 でもミーティングへの参加頻度や貢献度は 様々であり、例えばドナー内でも中等教育 と職業技術訓練教育に支援分野を特化して いる EU の関与は他ドナーに比べて限定的で ある一方、GPE と連動する形で財政支援を 再開したいと考えているノルウェーや、初 等教育で大型案件を実施している UNICEF や USAIDはより活発な動きを見せている。ま た、GPE は政府、ドナー機関と市民社会組 織の3者による参加型の意思決定過程を重 んじるという方針を強く打ち出しているが、 資金管理機関や調整機関を担えるのは GPE 理事会で議席を持っている国際機関もしく は二国間ドナーに限られるため、市民社会 組織の関与が限定されがちである。 概ね、マラウイの現地教育グループは EDPG 参加ドナーによって牽引されていると言ってよい。

JICA が調整機関を引き継いだ時点では、 マラウイは 2015 年 9 月の教育ヤタクー計画 実施グラント (Education Sector Program Implementation Grant、マラウイの割り当 て上限額はUSD44.9 million) 申請を目指 して作業を進めていた (6)。 案件形成の際に はマラウイの資金管理機関である世界銀行 の手順に沿って、複数回の調査団派遣を通 じた現地教育グループメンバーとの綿密な 打ち合わせ、及び世界銀行内部で案件の質 を高めるための必須の作業として行われる 種々の評価をこなさなければならないなど、 相当の時間を要する過程であるという事情 から、期限内の案件形成の完了を危ぶむ声 も早い段階から聞かれた。こうした背景に 教育省の人的・資金的資源不足の問題が重 なった結果、マラウイ政府及び現地教育グ ループは 2015 年 9 月の申請を見送ることに なり、2016年3月の締め切りに向けて作業 を継続することになった。このように、マ ラウイの GPE 申請は他国ではあまり見られ ないような様々な障壁に遭遇し、通常より も長い時間を費やさざるを得なかった。現 地教育グループメンバー、とりわけ政府と ドナー機関は GPE 申請という機会が作り出 す、各国・機関独自の関心や利益を超えた 援助協調メカニズムの創出、すなわちパー トナーシップの構築に可能性を感じている が、同時に種々の調整に多大な時間を要す る業務であると捉えている。マラウイでは 相当な量の準備作業を経たのちの申請延期 の決定によって、GPE 関連の作業を本来業 務の外にある負担と捉え、一部のドナー機 関が会議等に積極的に参加しなくなるケー スが発生した。最終的に2016年3月の申請

は無事に済ませたものの、包摂的な意思決定プロセスが完遂できたとは言い難く、パートナーシップの構築途上の段階にあると言える。案件採択後には改めて現地教育グループ内で実施体制の見直しが必要になるだろう。

各国の教育セクター計画立案を支援し、 資金申請を審査する GPE 事務局は政府の主 体性、積極性を重んじ、教育セクター計画 としてまとめられた各国の重点分野を支援 することを謳っている。その一方で教育格 差是正のための具体的方策などより厚みを 持った対応が必要とされる分野があると判 断する場合には、積極的に政府に対して改 善を求めるなど、その姿勢には「オーナー シップ重視」と「結果重視の教育改革を求 める厳しさ(7)」が同居している。GPE事務 局の調査団来訪時の政府との会合では、政 府の計画に対して懇切丁寧に助言が提供さ れ、これを受けて再度教育省は欠けている 統計データを提供し、優先的に取り組むべ き課題の絞り込みを行うことで、GPEの求 める質の基準を満たそうと努力する。こう したやり取りのなかで、男女や地方間の教 育格差、教授言語選択の問題など、途上国 政府にとって神経を使う話題が取り上げら れ、それらに対する具体的な改革案の提示 を求められることもあり、途上国政府に とっては悩ましい局面も多い。途上国政府 との間にこのような議論と調整の機会を複 数設けていることは、各国のオーナーシッ プを重視する GPE の特徴かつ利点の一つと 言える。GPE 本部は案件形成中に複数回、 案件実施中は毎年開催される合同セクター レビュー (Joint Sector Review) の際に担 当スタッフを現地に派遣することが通例と なっており、現地教育グループとの意見交 換の場を設けるように尽力し、現地の意見 を積極的に吸い上げようとしている様子が 伺える。非常に限られた開発予算を補てん できるという意味でマラウイの教育省に

とって GPE に申請する意味は大きいが、前述の通り同時に最低でも数ヶ月 <sup>(8)</sup> を要する申請プロセスが負担と捉えられることもあり、またマラウイの場合は 44.9 百万米ドルである割り当て上限額と比較して作業量が大きすぎるという見方も現地教育グループ内にある。

GPE 事務局の求める上記のような姿勢に 対し、被支援国内でこうした圧力を強く感 じているのは政府だけでなく資金管理機 関も同様である。特に GPE の予算執行期間 が3-4年間と限定されているため、こうし た圧力のもと GPE 資金申請書作成など核と なる作業を資金管理機関だけが担う構造に なってしまっている。マラウイでは、教育 セクター計画自体の執筆も外部コンサルタ ントが多くの部分を担っているのに加えて、 その後のセクター計画実施グラント申請の 段階に至っても、プログラム策定に必要な ベースライン調査等の作業の大半は資金管 理機関が実施し、教育省の関与は極めて限 定的であった。資金管理機関が多くの作業 を担うことである程度の質は担保されるも のの、中長期的な視点から途上国政府が自 らの教育を牽引する体制を強化することに は必ずしも繋がっていない。

#### (ザンビア)

ザンビアでは、援助効率の向上、オーナーシップの重視を盛り込んだ、合同援助政策が2007年に策定され、2011年にその後継政策が策定された。両文書には日本を含めたドナーが署名しており、政府とドナーの援助協調が着実に行われてきている。教育セクターでは、2008年に合同援助政策に基づく覚書に教育省と日本を含めた11ドナーが署名し、教育セクター開発計画(National Implementation Framework: NIF) IIを支援する体制が合意された。2012年にはその後継のNIFIII(2011-2015<sup>(9)</sup>)を支援する覚書が作成され、教育省と日本を含む6ドナー

が署名している。現在、GPE に関係する現 地教育グループに属するドナーは、NIFIII に沿って支援することが定められており、 定期的に教育省とドナーが政策協議を実施 することやセクター全体の政策会議の実施 も盛り込まれている。

ザンビア教育セクターの主な支援ドナー は、GPE、DfID、USAID、UNICEF、アイルラ ンド、日本、それから小規模であるがベル ギーのNGOであるVVOB、市民団体などが該 当する。世界銀行は教育セクターが重点支 援分野でなかったため、具体的な案件は実 施していなかったが、2015年に公共支出 追跡調査などの調査分析を行っており、そ の結果を基に新規案件の作成を検討してい る。以前はオランダ(10)、デンマークが財政 支援ドナーとして援助総額でも1位、2位 を占めていたが、各国の支援戦略に基づき、 2011年にザンビアから撤退している。現 在のドナーの支援モダリティはセクターバ ジェット支援 (GPE(11) 及び Df ID)、イヤマー ク型プールファンド支援(日本、アイルラ ンド、USAID)、プロジェクト型支援(日本、UNICEF、USAID、VVOB)である。

ザンビアの現地教育グループの特徴は2 点ある。1点目は同じ NIFIII の支援項目 を GPE だけでなく各ドナーも支援している が、それぞれの役割分担が明確であり、補 完する形での支援が可能となっていること。 具体的には図1のとおり、NIFIIIへのGPE を含めた財政支援の成果を測る業績評価フ レームワーク (12) (Performance Assessment Framework: PAF) では、教師教育は JICA、 就学前教育は UNICEF、リテラシーは USAID といった役割分担があり、それらの分野で 負担する活動経費をザンビア政府予算、GPE の教育セクタープログラム実施グラント及 び Df ID のセクター財政支援、プールファン ドから捻出している。2点目に上記のとお り他国に比べドナーの数が少ないため、ほ ぼ全ドナーが NIFIII の策定や教育セクター プログラム実施資金にかかるプロセスに特 段の相反関係もなく 協調して関わっている ことである。以上の結果、ザンビア教育セ



5年生国家アセスメントの結果(\*2)、政策指標、TEVET 進学率



 小学校修了率、8年生,10年生への進学率、9年生国家試験の正解率、 教員対児童の比率、カリキュラム改訂・実施、学校運営力向上(\*4)



就学前教育経験率(\*2)、就学前教育政策(\*2)、児童一人当り学校交付金の額(\*4)、リテラシー手法実施(\*3)、コミュニティスクールの公立化、学校建設、G10-12就学率、授業研究全国拡大(\*1)、資格を持った教員の増加、HIV/AIDS活動(\*2)、女性の科学者育成



 財政運営向上(\*4)、財政管理アクションプラン(FMAP)の実施(\*4)、EMIS データ(\*3)、小学校教師の勤務日数、5年生国家アセスメントの実施 (\*1)、EGMA/EGRAの実施(\*3)



教育省の国家予算配分%、非人件費配分の増加、教科書購入、ドナーのタイムリーな拠出、合同レビューの実施

\*1:日本、\*2:UNICEF,\*3:USAID, \*4:アイルランド なお、GPE資金及びDfIDによるセクター財政支援は上記の全ての項目を支援している

(出典:ザンビア教育省政策文書をもとに筆者作成)

図1 PAF 指標と支援ドナーの対応関係

クターでは、GPE と他ドナー独自の支援活動が補完関係となり、相乗効果を上げることが可能な状況が存在している。

それでは、ザンビア政府の「オーナーシップ」のもと「キャパシティ」や、それ以外の「政策」、「資金」、「データ」への対応はどうなっているのか、日本がこれまでに支援してきた授業研究 (13) 支援の切り口から見てみたい。

ザンビア教育省は2005年以降、既存の校内研修の仕組みの中に学校ベースでの教員の継続的職能開発として、教師が互いに授業を計画し、実施し、振り返り、改善点を共有する授業研究を導入している。また、本事業の試行段階から全国展開に至るまでの道筋を示した「学校ベースの教員の継続的職能開発にかかるマスタープラン」を作成し、NIFIIIの指標に授業研究の全国展開

を盛り込むなど、「政策」面での高いオーナー シップを持って本取り組みを計画・推進し てきている。「資金」面では、ザンビアでの GPE 教育セクタープログラム実施グラント はNIFIIIの中で、アクセスの向上、教育の 質的向上、教師教育、カリキュラム、サー ビス供給、財政運営の向上を支援対象とし てきた。そして資金配分とも連動する業績 評価フレームワークの指標、特に重点項目 の一つである教師教育のものを決定する際 には、ザンビア教育省内でその時点で最も 成功裏に進捗していた授業研究支援に着目 した。NIFIII の指標には「授業研究を実施 している州の数」を、業績評価フレームワー クの指標には「授業研究を実施している学 校の割合」を採用している。さらに GPE 資 金の拠出連動指標 (Disbursement-Linked Milestone: (DLM)) として、教育省として

表1:NIFIII における授業研究拡大の指標

主な活動	指標	ベースライン (2009)	目標 (2015)	結果
SMASTE-SBCPD	授業研究を実施	3 州	10 州	2013年に10州
Programme <sup>(14)</sup> の全国拡	している州の数			で開始→
大				すでに達成

(出典: ザンビア教育省データに基づき筆者作成)

表2:業績評価フレームワークにおける授業研究拡大の指標

指標	2011	2012	2013	2014	2015
	ベースライン	目標値	目標値	目標値	目標値
【目標】	Basic	Basic	Primary	Primary	Primary
C18 全国の学	Schools (16)	3州で45%	3州で55%	<u>3州で65%</u> (17)	3州で70%
校で授業研究	3州で10.8%	High School	Secondary		Secondary
を実施してい	High schools	3州で70%	10州で40%	Secondary	1 <u>0 州で 65%</u>
る学校 (15) の	プロジェクト			<u>10 州で 55%</u>	
割合	対象校で 99%				
		Basic	Primary	Primary	Primary
		3州で49.7%	3州で80.9%	3州で87%	3州で90%
【結果】		High	Secondary	Secondary	Secondary
		3州で98.5%	10州で51.7%	10州で68%	<u>10 州で 96%</u>
		達成	達成	達成	達成

(出典: ザンビア教育省データに基づき筆者作成)

も資金管理機関としても成果が出る項目を 選びたいという理由から、上記業績評価フレームワークの指標「授業研究を実施して いる学校の割合」が選定された。このように、 政策のパフォーマンスを測定する「データ」 の指標として授業研究の実施状況が設定されていた。NIFIII および業績評価フレーム ワークの指標の目標値と結果は、表1・2 のとおりである。

「キャパシティ」に関しては、JICAの 技術協力プロジェクトにより、2005年か ら1州での授業研究の試行的導入が開始さ れ、2008年から3州に拡大、2011年から は全10州で全国展開されている。2011年 から 2015 年までの技術協力プロジェクトで は、プロジェクト目標「教員の教授技術が 学校ベースの継続的職能開発プログラムの もとで改善する」が設定され、授業研究の 全国展開、それに伴う各州で各学校での授 業研究のファシリテーターとなる人材の育 成、学校管理職への意識啓発の研修、視学 官による支援、授業研究の実施状況のモニ タリングの仕組みづくり、授業研究を実践 するための参考資料(ガイドライン、スキ ルブック) の作成、中央・地方で授業研究 を推進する中核人材を海外研修により能力 向上させることに計画的に取り組んできた。この結果、授業研究実施州で未実施州と比較して国家試験合格率の改善が見られ (18)、また授業研究の実施度合いと国家試験合格率との相関があるとの調査結果も出される (19) など、質の高い成果が発現している。さらに 1 州で開始した授業研究が、全国 10 州 3,322 校(全体の 34.8%、公立学校の約58%)の初中等学校 (20) 46,462 人の教員(全体の 46.1% (21) が取り組むまでにスケールアップし、ザンビア全国での大きなインパクトをもたらしている。

#### 3. 考察と今後への示唆

本稿で提起した問題意識に基づき、マラウイ、ザンビアという事例を通じて得られた考察と今後への示唆を以下のとおりまとめたい。

マラウイの事例からは、被支援国政府の「オーナーシップ」と多様な関係者の「パートナーシップ」という GPE の基本理念の実現が政策策定段階から危うくなっていること、また GPE 事務局が求める「結果重視の教育改革を求める厳しさ」が現実的な圧力として、被支援国政府と資金管理機関に押

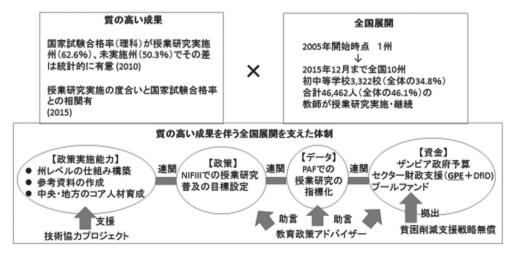


図 2 授業研究の質の高い成果と全国展開及び実施体制との関係

しかかっていることが分かる。実際には資 金管理機関だけがほとんどの業務を担う体 制となっており、多様な関係者の参画とい う「パートナーシップ」の実現は困難であ ることが分かる。また現行のやり方では、 被支援国政府による「オーナーシップ」を 担保する仕組み、とりわけ教育省で教育政 策の策定と実施をリードするべき人材の 「キャパシティ」向上を実現するための仕組 みの構築に十分な注意が払われていないと いう実態も明らかとなった。教育の質を向 上させ、開発途上国自らの自立・発展を推 し進めるためには、政策策定から政策実施、 現場での成果の発現に至る全ての段階で、 被支援国政府及び関係者の「キャパシティ」 向上を目指す視点とそのための具体的な方 策を常に持っていなければならない。その 意味で、調整機関及び資金管理機関以外の 援助機関によるキャパシティ支援の活用に ついても検討されるべきである。例えば、 日本がこれまで継続的に支援してきた中央 及び地方教育行政官、校長・教員、学校運 営委員会関係者のキャパシティ・ディベロッ プメントが GPE で生かされる余地はまだま だ多いと言える

ザンビアの事例からは、被支援国政府の 「オーナーシップ」、多様な関係者の「パー トナーシップ」が政策実施段階において良 好に維持され、政策目標の達成を左右する 「キャパシティ」が適切に構築されているこ とが確認できた。また、「キャパシティ」が 「政策」、「資金」、「データ」と連関し、成果 を発現してることが分かった。具体的には、 図2のとおり、「資金」としてのGPE資金を 授業研究の全国展開活動に支出することは、 現場レベルで構築された教育省・州・郡・ 学校レベルの「キャパシティ」を活用し、「政 策」としての教育セクター計画にアライン し、政策の業績評価フレームワークの指標 という成果を測る「データ」とも連動する など、お互いに密接な連関が構築されてい た。この背景には、2005年からのJICA技術協力プロジェクトによる試行事業を通じて、すでに授業研究支援がザンビア教育省の事業として現場で成功・展開しており、教員の職能開発の有効な手立てとしてザンビア政府関係者の信頼を勝ち得ていたことがある。また、教育政策アドバイザーによる政策、資金(予算)、データ(業績評価フレームワーク)への助言などの関与や貧困し、日本の教育支援プログラムとして、GPEの目指す被支援国内の「パートナーシップ」に積極的な態度で臨み、支援を行っていたことも特筆すべきである。

上記のザンビアの事例は GPE の進める 「キャパシティ」に関する取り組みに示唆を 与える。GPE は 2010 年にグローバル、域内、 被支援国内での研究、キャパシティ・ビル ディング、好事例の共有を目的に Global Regional Activity (GRA) を開始した。し かし、2015年の評価レポートでは、被支援 国内の関係者からの GRA に関する認知度と 理解度が低いこと、GRAの結果が教育セク タープログラム実施資金を使って実施され る活動にもっと反映されるべきという課題 を指摘している。ザンビアの事例から示唆 されるのは、GPE 評価レポートが指摘する ように単にグローバルな知見を蓄積・共有 して各国のキャパシティのギャップを埋め ようとするだけでは不十分であり、被支援 国内における「政策」、「資金」、「データ」 という上流部分の文脈に合致した形で「キャ パシティ」への支援がなされることが特に 政策実施段階では不可欠ではないかという ことである。今後、GPE が教育セクター計 画の立案、実施、モニタリングだけでなく、 学習成果、教育の公平性、包摂性などのア ウトカムを重視した資金協力を進めるには、 現場での成果を出せる事業パッケージ(事 業の目標やその達成の前提条件を設定する 際に参照可能なモデル、各関係者の役割を

定めた事業実施ガイドライン、関係者への 研修などの能力強化の機会)を、「キャパシ ティ」向上を実現するための仕組みとして 有しておくことが求められる。これに加え、 ザンビアの事例からは、そうした「キャパ シティ」がアウトカム発現のために有効で あることが現地教育グループの中で合意さ れるためには、学習成果の向上等に対する 事業の効果がしっかりと検証されることも 不可欠であるという示唆が得られる。

このことは GPE が打ち出した結果重視の 新ファンディング・モデル<sup>(22)</sup> や世界銀行な どが推准する結果重視の資金協力 (Result-Based Financing) を考えるうえで大変重要 な示唆を与える。吉田 (2012) が指摘する ように、学習成果の向上などの教育現場に おける改善になぜ財政支援は繋がらないの かという問いについてはほとんど議論がさ れていない。特に結果重視の資金協力では、 事業の最終成果を学習成果の向上として設 定し、その発現に至る中間成果を資金拠出 の指標として設定する。つまり「政策」と いうビジョン・方向性、その進捗を測る「デー タ」としての評価指標があり、その結果に「資 金」の拠出が連動する形となっている。し かし、結果自体をどのように出すのか、途 中の中間指標から最終結果として設定した 学力向上にどういたるのかという問いに対 して明確な回答を出せていないという現状 は、つまりジグソーパズルで言えば大事な ピースが欠如した状態であると考えられる。 このピースこそが、本稿で論述した、結果 を生み出すプロセスの詳細への洞察、教育 省・州・郡教育事務所担当官、校長、教員 といった中央・地方における中核的な人材 の能力開発、関係者間の事業目標や実施プ ロセスに関する共通理解を醸成し、活動の 方向性を定めるガイドラインなどのツール を包含した、政策実施能力としての「キャ パシティ」ではないかと考える。

### 4. 終わりに

本稿では、EFA/FTI 及び GPE に関する先行研究、中間評価調査での指摘に基づき、基本理念としての「オーナーシップ」及び「パートナーシップ」、そして政策目標の達成を左右する「キャパシティ」に関する問題意識を設定し、マラウイ及びザンビアの事例を分析した。

多義的な「パートナーシップ」の中で見落とされがちなものは何であろうか。被支援国自身の主体性(オーナーシップ)が多様なパートナー機関の参画(パートナーシップ)によって埋もれてしまうのではなく、むしろ促進されるためにはどのような仕組みが考えられるか。そして「オーナーシップ」と「パートナーシップ」の共存が質の高い事業成果の実現へと繋がっていくためには何をすればよいのか。これらの問いを繋ぎ、その答えとなるのが「キャパシティ」への視座ではないだろうかと本稿では考えた。

マラウイ・ザンビア両国の事例から示唆されるのは、被支援国政府が「オーナーシップ」を発揮し、多様な関係者間の「パートナーシップ」が実現するためには、現在のように調整機関や資金管理組織だけが GPE 資金の執行責任を負う事業実施体制を変革する必要性があることである。その際に政策目標の実現を左右する、被支援国自身のキャパシティ向上の重要性が認識され、各国の事業実施に具体的に盛り込まれること、GPE事務局がキャパシティへの対応が GPE 案件の実施段階で適切に取られているかチェックすることが期待される。

本稿がGPEにおける被支援国内のプロセス、特に被支援国の「オーナーシップ」、様々な関係者の「パートナーシップ」の現状に関する理解促進に少しでも貢献し、期待される事業成果の達成に向けた一助となることができれば幸いである。

### 謝辞

Peer Reviewとして本稿に貴重なコメントをいただいた広島大学教育開発国際協力研究センター吉田和浩教授、国際協力機構人間開発部荒川奈緒子氏、田中紳一郎国際協力専門員、水野敬子国際協力専門員に厚く御礼申し上げたい。

#### 付記

本稿の見解は筆者の個人的なものであって、所属先の統一的な見解を示すものでは ない。

#### 脚注

- (i) 初等教育修了率の高い国の政策の特徴をもとに、「GDP に占める初等教育支出の割合」、「教師一人当たりの生徒比率」、「留年率」などの指標での参照値を記載した指標枠組み(インディカティブ・フレームワーク)を踏まえ、質の高い教育セクター計画が策定されることを支援することが意図されている。
- ② 途上国政府に対して国家予算に占める教育予算の割合増加を促すとともに、教育セクター計画の実施に必要な資金と国家教育予算のギャップを埋めるべく外部からの支援を行うことを意味する。教育セクター計画開発資金(Education Policy Development Fund(EPDF))と、教育セクター計画の実施を支援する触媒基金(Catalytic Fund(CF))が主な支援策として存在。このほかにCSOが教育セクター計画策定、予算、モニタリングに関与するのを支援する市民社会教育資金(Civil Society Education Fund(CSEF))もある。
- (3) EFA の進捗を測る主要な指標として、初等教育修了率や学力調査データをはじめとする、グローバル及びカントリーレベルでの指標データ整備の強化が意図されている。

- (4) 水野・五十嵐 (2008) によると、当初は主に 中央レベルにおける計画策定、財務管理に関 する能力を指すものであった。その後 2008 年にキャパシティ・ディベロプメントにかか るガイドラインが作成された結果、現場のス テークホルダーの視点も組み入れ、キャパシ ティ・ディベロップメントを構成する多様な 要素に配慮したものになっている。
- EDPG 議長はドナーの立候補によって決定される。議長経験のない JICA がリードドナーを務めることでセクターに新たな視点が持ち込まれ活性化されるという狙いに加え、初等教育重視のドナーが多い中、議長職を務めることで JICA が長年コミットしてきた中等教育における活動成果を可視化できるとの考えから立候補・選出に至った。
- (6) その後 2016 年 6 月 17 日に開催された GPE 理 事会にて承認された。
- (7) 新しいファンディング・モデルでは、最大国別割当額 (Maximum Country Allocation) の70%が固定部分、30%が変動部分とされている。変動部分の申請には公平性、効率性、学習成果の改善につながる戦略を確認できる活動やそれに対応する指標の根拠を提出することが求められる。
- (8) 数か月というタイムフレームは教育セクター プログラム実施資金への申請のみに最低限要 する期間で、教育セクター計画の策定を含め た場合、年単位の作業期間となる。マラウイ では教育セクター実施計画の策定だけで約2 年を要している。
- (9) NIFIII は第6次国家計画が延長したことを 受けて2016年まで延長された。
- (10) オランダは開発援助政策の見直しを行い、支援分野の選択と集中を行った結果、グローバルなレベルでも EFA/FTI 自体への拠出も取りやめ、ザンビアに限らず教育セクターへの支援から撤退している。
- (II) GPE の教育セクタープログラム実施グラントの資金管理機関を Df ID が担いながら、それとの共同支援という形で Df ID 独自のセク

- ターバジェットを実施している(支援額: GPE 16 百万ポンド、Df ID 27 百万ポンド)。
- (12) 業績評価フレームワークは NIFIII の評価指標の中で最も重要な指標を選出して作成したもの。
- (13) 授業研究は日本発の取り組みとして、ザンビア以外にもインドネシア、ニカラグア、バングラデシュ、ウガンダ、ガーナ、セネガル、ルワンダで支援が実施されており、その取り組みは2014年、2015年の世界授業研究大会で共有されている。
- (14) 以前は SBCPD が理数科のみを対象としていた ため、SMASTE-SBCPD と呼ばれていた。
- (15) Primary は全教科、Secondary は理数科科目 のみ。
- (16) 新政権の方針により Basic Schools\*(G1-7, G1-9,) High schools(G1-12, G8-12, 10-12) の学校区分が 2012 年から Primary schools(G1-7)、Secondary schools(G1-9, G1-12, G8-12, G10-12)に変更した。それに伴って、インディケーターの目標も対応している。
- (17) 2013年のPrimaryの結果で、すでに2014年度の目標が達成されたため、2014年、2015年の目標値をそれぞれ、85%、90%に変更した(2014年11月改訂協議)。
- (18) Republic of Zambia, Ministry of Education, Central Province (2010). Report on the Impact Assessment of the School-Based Continuing Professional Development Program in Central Province.
- (19) Republic of Zambia, Ministry of Education, Science, Technology, Vocational Training and Early Education and Japan International Cooperation Agency (2015). Report on the Impact Assessment of Lesson Study in Zambia: Strengthening Teachers' Performance and Skills (STEPS) Project.
- (20) ザンビアでは 2012 年から初等学校と中等学校の再編中であり明確に分けることが難しいので、初中等学校と記載し、該当する学校を全て含むこととした。

(21) プロジェクトの対象は政府系の公立学校のみだが、学校数の母数 9,548、教員数 100,813 (ザンビア教育省 (2014) Educational Statistic Bulletin) には私立学校やコミュニティ学校も含む。なお 2010 年の教育省統計では、初中等学校 9,137 校の内訳は公立学校 5,656 校、私立学校 622 校、コミュニティ学校 2,859 校。

## 参考文献

(22) (7) 参照。

- 五十嵐和代・水野敬子(2008)「EFA 達成に向けて一技術協力による JICA のキャパシティ・ディベロップメント支援の成果と課題一」『国際教育協力論集』第11 巻第2号、47-60頁.
- 山田肖子 (2008)「FTI政策プロセスーグロー バルとナショナルの相克」『国際教育協力論集』 第11巻第2号、33-46頁.
- 吉田和浩 (2012)「教育協力プロジェクトの成果 分析一援助モダリティと政策改革・現場改善の 観点から一」『国際教育協力論集』第15巻第1 号、139-151頁.
- Cambridge Education, Mokoro and Oxford Policy Management. (2010). Mid-term Evaluation of the EFA Fast Track Initiative Final Report Volume 1-Synthesis Report Executive Summary.
- Republic of Zambia, Ministry of Education, Central Province. (2010). Report on the Impact Assessment of the School-Based Continuing Professional Development Program in Central Province.
- Ministry of Education, Science, Technology, Vocational Training and Early Education and the Japan International Cooperation Agency. (2015). Report on the impact assessment of lesson study in Zambia: Strengthening Teachers' Performance and Skills (STEPS) Project.
- GPE Secretariat. (2015). Education Sector Program Implementation Grant Guidelines.
- GPE Secretariat. (2015). GPE Annual Portfolio Review October 2015.
- GPE Secretariat. (2015). GPE Strategic Plan 2016-2020.

Results for Development and Universalia. (2015). Independent Interim Evaluation of the Global Partnership for Education.

World Bank. (2002). Education for Dynamic Economies: Action Plan to Accelerate Progress towards Education for All (A revised report prepared for the Spring Development Committee Meeting: DC2002-0005/Rev.1, April 9, 2002).